

## 監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、佐倉市長より通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

監査結果告示日 令和7年11月20日  
措置結果告示日 令和8年 1月23日

佐倉市監査委員 滝 田 理  
佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊  
佐倉市監査委員 岡 村 芳 樹

### 令和7年度財政援助団体等監査

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>1 出資団体</p> <p>ア 意見</p> <p>(ア) 収入源の確保について（（公財）佐倉緑の基金）</p> <p>（公財）佐倉緑の基金の収入は受託事業である里山大学運営の増加に伴い、上昇しているところであるが、いまだ6割超が基本財産運用益であり、保有国債において新たな運用ができる状況ではないことから、基本財産運用益の増加が見込めるものではない。安定した運営のため、基本財産運用益以外の収入源を確保されるよう、引き続き検討されたい。</p>	<p>1 出資団体</p> <p>ア 意見</p> <p>(ア) 収入源の確保について（（公財）佐倉緑の基金）</p> <p>賛助会員の拡大に向けた取組を引き続き推進してまいります。具体的には、ホームページの内容を充実させるとともに、SNSを活用した情報発信を促進し、主催事業等の機会に財団のチラシを配布するなど、地道な広報活動を継続いたします。</p> <p>また、現在は個人中心となっている賛助会員について、企業・団体への勧誘を積極的に進め、これに関する規定の見直しも実施してまいります。</p> <p>さらに、企業・個人からの寄付に関する推進策を検討するとともに、現在実施している佐倉里山自然公園における保全活動に対する助成金の獲得にも努めてまいります。</p>
<p>2 補助金交付団体</p> <p>ア 指摘事項</p> <p>(ア) 提出書類の記載について（（公社）佐倉市観光協会・佐倉の魅力推進課）</p> <p>（公社）佐倉市観光協会事業補助金交付要綱に基づき、市に提出された補助金交付申請</p>	<p>2 補助金交付団体</p> <p>ア 指摘事項</p> <p>(ア) 提出書類の記載について（（公社）佐倉市観光協会）</p> <p>今後は、補助金交付事務の適正な運用に資するよう、提出書類の内容確認を徹底し、正</p>

監査結果	措置の内容
<p>書及び事業報告書の一部に記載誤りが認められた。</p> <p>提出書類については、適正な補助金交付を行うためのものであることから、今後は、正確な作成に努められたい。</p> <p>また、所管課においても、チェック体制を強化の上、適正な補助金交付事務手続きを確保されたい。</p>	<p>確な作成に努めてまいります。</p> <p>(佐倉の魅力推進課)</p> <p>提出書類については、正確な作成を依頼するとともに、担当課において複数名による確認を実施するなど、チェック体制を強化し、適正な補助金交付事務手続きを確保してまいります。</p>
<p>イ 意見</p> <p>(ア) ふるさと広場拡張整備工事期間中の活動の継続について ((公社) 佐倉市観光協会・佐倉の魅力推進課)</p> <p>(公社) 佐倉市観光協会においては、ふるさと広場周辺の活動が重要な部分を構成していると考えられる。ふるさと広場の拡張整備により、長期の活動休止となる可能性があるが、各種活動が縮小されたとしても継続できるよう、観光協会・市において協議検討されたい。</p>	<p>イ 意見</p> <p>(ア) ふるさと広場拡張整備工事期間中の活動の継続について ((公社) 佐倉市観光協会)</p> <p>拡張工事に伴い、来場者の減少が見込まれるところですが、より良い形で運営継続ができるよう、協会内部はもとより市関係課との協議をしてまいります。</p> <p>(佐倉の魅力推進課)</p> <p>ふるさと広場拡張整備工事の進捗を注視しつつ、活動の継続が可能となるよう、(公社) 佐倉市観光協会や関係課と連携しながら、事業継続に向けた方策を検討してまいります。</p>
<p>3 公の施設の指定管理者</p> <p>ア 指摘事項</p> <p>(ア) 提出書類の記載について ((株) 明日葉・こども保育課)</p> <p>協定書及び業務基準書に基づき、市に提出された事業計画書（年次業務計画書、年次収支計画書）及び事業報告書（年次報告、四半期報告）に単純な記載誤りが複数認められた。</p> <p>提出書類については、施設の適正かつ円滑な管理運営を確保するためのものであることから、今後は、正確な作成に努められたい。</p> <p>また、所管課は、施設の管理運営に関し指</p>	<p>3 公の施設の指定管理者</p> <p>ア 指摘事項</p> <p>(ア) 提出書類の記載について ((株) 明日葉)</p> <p>今後作成いたします提出書類については、運営管理部・各関係部門との確認徹底を遵守し、ダブルチェック体制の構築を行い、記載誤りが発生しないよう改善し、正確な提出書類作成に努めてまいります。</p>
	<p>(こども保育課)</p> <p>指定管理者が協定書及び業務基準書に基づく事業を適正に実施しているか、報告に対する</p>

監査結果	措置の内容
定管理者に適時報告を求め、必要な調査・指示を行い、業務履行を監督しなければならない。各種報告に対するチェック体制を強化の上、適切な審査を実施されたい。	るチェック体制を見直し、チェックリストの作成や指定管理者への報告内容の聴き取りを強化し、適切な審査を実施するとともに管理運営に関する指示を実施してまいります。